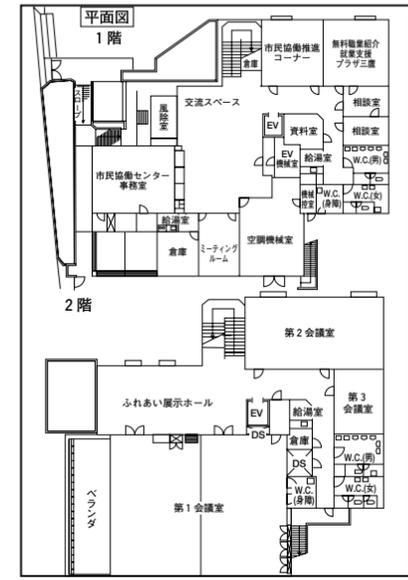


12月1日(月)オープン
「市民協働センター」
 会議室・ふれあい展示ホールの貸出受付

施設名	使用料			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～9時30分	全日 午前9時～午後9時30分
第1会議室(130人)	3,800円	5,100円	6,100円	13,800円
第2会議室(50人)	1,900円	2,500円	3,000円	6,800円
第3会議室(15人)	500円	700円	800円	1,800円

※第1会議室を分割して使用する場合は、使用料の5割相当額
 ※ふれあい展示ホールの利用時間は午前9時～午後9時30分(1日単位)、使用料は無料。
 ※入場料などで5,000円以上を徴収する場合は、使用料は5割増し。



使用区分
 49・2515へ電話で申し込む(12月1日(月)以降に本申請が必要です)。
 ◆オープン後の受付
 電話またはセンター事務局へ直接申し込む。
 ◇第1・第2・第3会議室(連続使用は2日間以内)
 ▼使用日3カ月前の月の初日から受付。
 ◇ふれあい展示ホール(連続使用は5日間以内)
 ▼使用日6カ月前の月の初日から受付。
 ◆使用料 右表のとおり。
 ◆三鷹市市民協働センター
 ◆所在地 下連雀4-17-23



◆土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)、市民協働センター開設準備室(内線39)から受付。
 ◆「1階」
 ◆事務局 施設や会議室の利用や、「活動を始めた」「ほかの団体と交流したい」などさまざまな相談を受け付けます。
 ◆「2階」
 ◆会議室 定員130人、50人、15人の3つの会議室を有料で貸し出します。
 ◆「ふれあい展示ホール」 無料で貸し出します。
 ※利用方法の詳細は、準備委員会の議論を経て確定していきます。

◆交流スペース ちょっとした打ち合わせなどに自由に利用できるスペース。
 ◆パソコンコーナー インターネットに接続のパソコン2台を設置。
 ◆休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は、その日以後の休日を除く直近の日)、年末年始(12月29日～1月3日)
 ◆「1階」
 ◆事務局 施設や会議室の利用や、「活動を始めた」「ほかの団体と交流したい」などさまざまな相談を受け付けます。
 ◆「2階」
 ◆会議室 定員130人、50人、15人の3つの会議室を有料で貸し出します。
 ◆「ふれあい展示ホール」 無料で貸し出します。
 ※利用方法の詳細は、準備委員会の議論を経て確定していきます。



市民協働センター開設記念
第1回「協働のまちづくりセミナー」
 ▼12月12日(金)午後6時30分～9時、市民協働センターにて。テーマは「協働事業のこつ」協働はたのしいまちづくり。講師は、まちづくりプランナー計画技術研究所主宰の林泰義さん。

◆講師プロフィール 世田谷区などで住民主体のまちづくり活動を続け、平成3年、近隣の専門家とNPO「玉川まちづくりハウス」を設立。前千葉大学客員教授。
 ◆Eメール・アクセスに氏名(ふりがな・住所)電話番号を記入 jct@city.mitsuka.tokyo.jp FAX 45-529-1へ申し込む(電話も可)。先着10人。
 ↓コミュニティ文化室(内線2515)・市民協働センター開設準備室(内線3949)

高齢者の力を地域社会へ
「高齢者就業支援事業」を始めます
 市民協働センター1階「わくわくサポート三鷹」では、概ね55歳以上で「経験・知識を活かしたい」「働く意欲はあるけれど仕事が見つからない」という方の声にこたえて、「高齢者就業支援事業」を始めます。
 ◆事業内容 ①高齢者に対する無料職業紹介事業、②高齢者が行う創業、ワーカーズコネクティブ、SOHO、有償ボランティア、非営利活動など地域の多様な働き方に対する支援事業
 くわしくは12月発行の「広報みたか」でご案内します。
 ↓生活経済課(内線2514)

高年齢者に対する無料職業紹介事業、②高齢者が行う創業、ワーカーズコネクティブ、SOHO、有償ボランティア、非営利活動など地域の多様な働き方に対する支援事業
 くわしくは12月発行の「広報みたか」でご案内します。
 ↓生活経済課(内線2514)

高年齢者に対する無料職業紹介事業、②高齢者が行う創業、ワーカーズコネクティブ、SOHO、有償ボランティア、非営利活動など地域の多様な働き方に対する支援事業
 くわしくは12月発行の「広報みたか」でご案内します。
 ↓生活経済課(内線2514)

労働保険料の納期について
 労働保険料の第3期分の納期は12月1日(月)です。期限内の納付に協力をお願いします。なお、納付書は11月20日(木)ごろ発送します。
 ↓東京労働局労働保険徴収部(03-3818-8219)

年末調整・支払調書・給与支払報告書の説明会
 ▼11月20日(木)午前10時～正午、②午後2時～4時、市公会堂ホールにて。給与支払報告書は、当日会場配布します。
 ▼当日、直接会場へ(車での場合は遠慮ください)。

所得税の青色決算説明会・消費税等説明会
 ▼12月5日(金)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、三鷹市公会堂別館1階会議室、②8日(月)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、武蔵野税務署、③9日(火)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、小金井市商工会館、④10日(水)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、武蔵野

市税・国民健康保険税の未納者宅を訪問します
 平成15年度の市税(市民税・固定資産税など)と国民健康保険税の早期納付を促進するため、次の期間、土・日曜日を含めて市税の未納者のお宅へ管理職・係長職の職員が訪問します。あわせて納税課・保険課職員による訪問・電話催告を行いますので、早期納付に協力をお願いします。
 ◆訪問期間 12月3日(火)～16日(水)
 ◆訪問時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆電話催告時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ※市の職員は身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。

不動産公売情報
 市では、滞納市税に充てるため、差押財産(不動産)を公売します。
 ◆公売物件
 ◇所在地 埼玉県大里郡江南町大字小江川字前谷28番地4
 ◇種類 区分所有建物(リゾートマンション)
 ◇床面積 18・59平方メートル
 ◇見積価額 67万3千円
 ◇公売保証金 7万円
 ◇住居表示 埼玉県大里郡江南町大字小江川176番地
 ◇最寄駅 東武東上線「森林公園駅」の北西方約7・2キロ(道路距離)
 ◆納税方法 一般競争入札(公売保証金が必要になります)。11月18日(火)午後1時～2時入札(開札は2時2分かつら、東京都庁第一本庁舎4階第1入札室)。
 ※今回は、東京都不動産合

国民年金保険料は所得控除の対象です
 平成15年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。
 納めた保険料の金額は、納付回数×1万3千300円(付加込みの方は1万3千700円)、または前納した額です。領収書や口座振替の替へ通知書でご確認ください。
 ↓武蔵野社会保険事務所 56-1411

訪問時間
 ◇平日 午前8時30分～午後7時
 ◇土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆電話催告時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆訪問期間 12月3日(火)～16日(水)
 ◆訪問時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆電話催告時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ※市の職員は身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。

国民年金保険料は所得控除の対象です
 平成15年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。
 納めた保険料の金額は、納付回数×1万3千300円(付加込みの方は1万3千700円)、または前納した額です。領収書や口座振替の替へ通知書でご確認ください。
 ↓武蔵野社会保険事務所 56-1411

国民年金保険料は所得控除の対象です
 平成15年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。
 納めた保険料の金額は、納付回数×1万3千300円(付加込みの方は1万3千700円)、または前納した額です。領収書や口座振替の替へ通知書でご確認ください。
 ↓武蔵野社会保険事務所 56-1411

訪問時間
 ◇平日 午前8時30分～午後7時
 ◇土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆電話催告時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆訪問期間 12月3日(火)～16日(水)
 ◆訪問時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ◆電話催告時間 午前8時30分～午後8時30分
 ◆土・日曜日 午前8時30分～午後5時
 ※市の職員は身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。

国民年金保険料は所得控除の対象です
 平成15年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。
 納めた保険料の金額は、納付回数×1万3千300円(付加込みの方は1万3千700円)、または前納した額です。領収書や口座振替の替へ通知書でご確認ください。
 ↓武蔵野社会保険事務所 56-1411

国民年金保険料は所得控除の対象です
 平成15年中に納めた国民年金の保険料は、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得金額から控除されます。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。
 納めた保険料の金額は、納付回数×1万3千300円(付加込みの方は1万3千700円)、または前納した額です。領収書や口座振替の替へ通知書でご確認ください。
 ↓武蔵野社会保険事務所 56-1411



所得税の青色決算説明会・消費税等説明会
 ▼12月5日(金)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、三鷹市公会堂別館1階会議室、②8日(月)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、武蔵野税務署、③9日(火)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、小金井市商工会館、④10日(水)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、武蔵野

所得税の青色決算説明会・消費税等説明会
 ▼12月5日(金)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、三鷹市公会堂別館1階会議室、②8日(月)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、武蔵野税務署、③9日(火)(※)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、小金井市商工会館、④10日(水)午前10時～正午、(※)午後1時30分～3時、武蔵野